

東京都台東区特定建設工事共同企業体に対する発注取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、台東区（以下「区」という。）が発注する建設工事に係る共同企業体の取扱いに関する必要事項を定めることにより、中小企業の受注機会の増大と技術の向上を図ることを目的とする。

(対象となる工事)

第2条 区が共同企業体が発注する建設工事は、設計金額が5億円以上（設備工事にあつては、1億円以上）のものとする。ただし、特に必要があると認める工事は、対象としないことができる。

(施工方式)

第3条 全構成員が各々工事ごとに定めた出資割合に応じて資金、人員、機械等を拠出し、一体となって施工する共同施工方式とする。

(構成員の数)

第4条 共同企業体の構成員の数は、2者又は3者とし、発注工事ごとに定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、工事の円滑かつ効率的な施工に特に必要な場合は、構成員の数を増やすことができる。

(構成員の要件)

第5条 共同企業体の構成員は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 東京電子自治体共同運営 電子調達サービスの競争入札参加資格者に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（第167条の1第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しないこと。
- (3) 東京都台東区競争入札参加有資格者指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 経営不振の状態（会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てをしたとき、民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てをしたとき、又は手形若しくは小切手が不渡りになったとき等）にないこと。
- (5) その他工事ごとに定める要件を満たしていること。

(共同企業体の結成方法)

第6条 共同企業体の結成方法は、前条の共同企業体の構成員の資格要件を満たす者による自主結成とする。

(構成員の出資割合)

第7条 共同企業体の各構成員の出資割合は共同企業体の構成員に応じ、次の各号に定める割合以上でなければならない。

- (1) 2者の場合 1者につき10分の3
- (2) 3者の場合 1者につき10分の2
- (3) 4者以上の場合 1者につき10分の1

2 前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、各構成員の出資割合を別に定

めることができる。

(代表構成員の要件)

第8条 共同企業体の構成員のうち、次に掲げる要件を満たすものを代表構成員とする。

- (1) 構成員の中で、より大きな施工能力を有する者（等級の異なる者による組合せにあっては、上位等級の者）であること。
- (2) その出資割合が構成員中最大であること。
- (3) 代表構成員の要件を別途定めるときは、当該要件を満たすこと。

(代表者)

第9条 原則として、共同企業体の代表者は、代表構成員の代表者とする。

(共同企業体の資格審査申請及び審査)

第10条 競争入札に参加しようとする共同企業体は、指定された期日までに、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式1。以下「資格審査申請書」という。）を区長に提出しなければならない。

2 前項の資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 特定建設工事共同企業体協定書（様式2）
- (2) 各構成員の委任状（様式3）
復代理人を選任する場合は、委任状〔復代理人用〕（様式4）
- (3) その他申し込み要件を確認する書類

3 第1項に規定する資格審査申請書の提出があった場合は、区長がこれを審査し、入札参加資格の有無の決定を行う。

(存続期間)

第11条 共同企業体は、発注工事の完成後においても残務整理等に必要な期間として、請負契約の履行後3ヶ月以上存続しなければならない。また、残務整理等終了後においても、当該工事につき、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合には、各構成員は、連帯してその責を負うものとする。

(委任)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。
- 2 共同企業体に対する建設工事の発注取扱要綱（53台総経発第10号 昭和53年2月16日）は廃止する

付 則

この要綱は、令和2年7月15日から施行する。

様式1 (第10条関係)

特定建設工事共同企業体 入札参加資格審査申請書

年 月 日

台東区長 殿

(特定建設工事共同企業体の名称)

特定建設工事共同企業体

(代表構成員)

所在地

商号又は名称

代表者氏名 _____ 印

(構成員)

所在地

商号又は名称

代表者氏名 _____ 印

(構成員)

所在地

商号又は名称

代表者氏名 _____ 印

この度、共同請負により下記工事の競争入札に参加するため、特定建設工事共同企業体を結成したので、関係書類を添えて入札参加資格の審査を申請します。

記

工事名

_____ 工事

様式2（第10条関係）

特定建設工事共同企業体協定書

（目 的）

第1条 本共同企業体は、台東区が発注する下記工事（以下「建設工事」という。）を共同連帯して施工することを目的とする。

工事名

_____工事

（名 称）

第2条 本共同企業体は、_____特定建設工事共同企業体（以下「本企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 本企業体は、事務所を_____に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 本企業体は、_____年___月___日に成立し、建設工事の請負契約の履行後___箇月を経過するまでの間は、解散することができない。
2 当企業体は、建設工事を請け負うことができなかったときは、前項の規定にかかわらず、建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 本企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地

商号又は名称 _____

所 在 地

商号又は名称 _____

所 在 地

商号又は名称 _____

（代表者の名称）

第6条 本企業体は、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 本企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、本企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

(代表構成員)

_____ %

(構 成 員)

_____ %

(構 成 員)

_____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 本企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の本企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、建設工事の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、建設工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い本企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 本企業体の取引金融機関は、_____銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 本企業体は、工事竣工の都度当該工事について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、本企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して建設工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるとき、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第17条 本企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第20条 本企業体が解散した後においても、当該工事につき、引き渡された工事的目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第21条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____外____社は、上記のとおり_____

____特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書

____通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

(代表構成員)

所在地
商号又は名称
代表者氏名_____印

(構成員)

所在地
商号又は名称
代表者氏名_____印

(構成員)

所在地
商号又は名称
代表者氏名_____印

様式3（第10条関係）

委任状

年 月 日

台東区長 殿

（特定建設工事共同企業体の名称）

特定建設工事共同企業体

（構 成 員）

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名 _____ 印

（構 成 員）

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名 _____ 印

私は、下記の共同企業体代表者を代理人と定め、当共同企業体が存続する間、台東区との契約について、次の権限を委任します。

受任者（代表構成員）

所 在 地

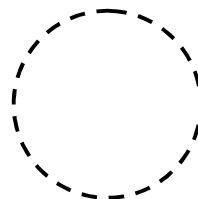
商号又は名称

代表者氏名

委任事項

- 1 見積り及び入札について
- 2 契約に関すること
- 3 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収について
- 4 支払金の請求及び領収について
- 5 支払期日のきた利札の請求及び領収について
- 6 復代理人の選任について

受任者印鑑



様式4（第10条関係）

委任状 [復代理人用]

年 月 日

台東区長 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名 _____ 印

私は、下記の者を代理人と定め、台東区が発注する _____
_____ 工事に関して、次の権限を委任します。

受任者 所在地
役職名
氏名

委任事項

- 1 見積り及び入札について
- 2 契約に関すること
- 3 保証金又は保証物の納付並びに還付請求及び領収について
- 4 支払金の請求及び領収について
- 5 支払期日のきた利札の請求及び領収について

受任者印鑑

